

人の暮らしを支えるまち

重点目標 1

快適な暮らしを
営むために

個別目標 1 交通の利便性の向上 134

個別目標 2 潤いある居住環境の創出 138

- 1 良好な都市景観の形成
- 2 公園・緑地の整備
- 3 住まいづくりの推進

個別目標 3 快適な都市基盤の整備 144

- 1 上水道の整備
- 2 高度情報都市の実現

個別目標 4 離島牛島の振興 148

重点目標 2

自然を守り育むために

個別目標 1 自然との共生 150

個別目標 2 環境の保全 154

- 1 生活環境の保全と循環型社会の構築
- 2 下水道の整備

重点目標 3

安全な暮らしを
守るために

個別目標 1 災害に強いまちづくりの推進 160

- 1 地域防災対策の推進
- 2 消防力の整備・充実

個別目標 2 安全な地域社会の構築 166

- 1 地域安全活動の推進
- 2 交通安全の推進

個別目標 3 消費生活の向上 170

重点目標 4

優れた価値を
生み出すために

個別目標 1 魅力あふれる農林水産業の振興 172

- 1 農業の振興
- 2 林業の振興
- 3 水産業の振興

個別目標 2 活気ある商工業の振興 178

- 1 商業・サービス業の振興
- 2 工業の振興

個別目標 3 働く環境の充実 182

重点目標 5

地域の魅力を
活かすために

個別目標 1 魅力を活かした地域活性化 184

- 1 地域資源を活かした観光振興
- 2 交流と定住のまちづくり

施策の大綱 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ～基本構想より～

「まち」は、そこに生まれ、暮らし、集い、訪れる様々な人々が生き生きとした生活を送るための人生の舞台であり、市民一人ひとりの暮らしを支える重要な基盤です。

恵まれた自然環境と充実した都市基盤とが共生するまち光市に暮らす私たちは、全ての市民が人生の様々なライフステージにおいて、安全で快適さを心から享受できる魅力あるまち、すなわち、住む、憩う、働くといった人が人らしく暮らしていくことができる都市本来の機能と自然とが調和したまちづくりを進めます。

私たちは、ふるさと「光市」に愛着と誇りを持ち、その名に相応しい有位性を活かしたまちづくりを進めるとともに、光ブランドイメージの創出と全国へのアピールに努めます。

重点目標1 快適な暮らしを営むために

道路や住宅、公園などの都市基盤は、市民が快適な生活を営むとともに、経済活動や交流の活性化など、都市の発展の礎となる重要な役割を果たすものです。

私たちは、都市の発展の基本となる道路・交通体系などの基盤整備と市民生活に密着した居住環境の整備を進めるとともに、自然や歴史、そして人々の営みにより形成された光市にしかない都市景観を創出していくことにより、都市の魅力を高め、市民の暮らしを支えます。

また、厳しい財政状況の中、充実した都市基盤を活かしながら、選択と集中の観点から施策の重点化を図るとともに、市民一人ひとりの自覚と協働により、自らのまちとして愛着を持って、美しく暮らしやすい快適な居住環境の創出に努めます。

重点目標2 自然を守り育むために

私たちは、生態系の一員として、自然に育まれ限りない恩恵を受け、豊かで潤いのある生活を営んできましたが、長年にわたる人類の経済活動の結果、環境破壊や地球温暖化など、生態系そのものが崩壊の危機に瀕しています。

こうした中、本市では、かけがえのない豊かな自然環境を守り育て、次世代へと引き継いでいくため、平成18年3月、自然敬愛都市宣言を行いました。

海・山・川に抱かれた水と緑のまち光市に暮らす私たちは、この自然敬愛の精神を一人ひとりが心に刻み、ともに考え、ともに実践することにより、自然環境の保全や資源の再循環を基調とした取組みを進め、自然と人の営みとが共生できるまちづくりを進めます。

重点目標3 安全な暮らしを守るために

地震や台風などの自然災害、様々な事件や事故、食品の安全性や消費者問題など、市民の安全と安心を脅かす問題が多発しており、市民が安心して生活できる総合的な取組みが求められています。

安全と安心の確保には、市民一人ひとりや地域での取組みが不可欠であることから、地域における自主防災組織や防犯ボランティア等の設立を促進し、市民、地域と行政とが一体となった取組みを進めるとともに、ハード・ソフト両面からの総合的な対策を展開することにより、日々の暮らしの安全性を高め、ゆとりとやすらぎのある生活が実感できるまちづくりを進めます。

重点目標4 優れた価値を生み出すために

活力ある産業は、人々に豊かな暮らしをもたらし、安心できる確かな未来へと繋げていくための重要な基盤であり、都市の発展の礎となり、都市に賑わいと活力をもたらすものです。

商業・サービス業をはじめ、鉄鋼・薬品といった基幹工業を中心とした地域産業の振興を図るとともに、医療・福祉関連産業等を含めた企業誘致、起業家支援など、官民一体となった総合的な産業活性化対策と雇用の促進、並びに勤労環境の向上に努めます。

また、農林水産業においては、環境整備や後継者育成を進めるとともに、安全な食材の提供やブランド化を推進することにより、付加価値の増大を図り、個々の生産者が誇りと生きがいを感じながら働くことができる地域密着型産業の育成を進めます。

重点目標5 地域の魅力を活かすために

地方分権を背景とした都市間競争が激化する中、都市が選ばれる時代へと変化しつつあり、都市本来の機能はもとより、その地域にしかない魅力や有位性、言い換えれば都市のブランドイメージを確立し、伸張していくことが必要です。

私たちのまち光市は、優れた自然景観や歴史・文化と都市機能が共生した暮らしやすいまちであるとともに、他に類のない「光」という素晴らしい地域ブランドを有しています。

私たちは、こうした有形・無形の有位性を最大限に活用したまちづくりを進めるとともに、選ばれる都市となるよう、行政と市民と事業者とが一体となって、「光ブランド」という新たな都市イメージの確立と市内外への情報発信により、観光振興をはじめとする地域の活性化や交流・定住人口の増大に取り組めます。

重点目標1 快適な暮らしを営むために

個別目標1 交通の利便性の向上

基本方針

産業経済活動や日常生活における利便性の確保など、地域の持続的な発展を促進するため、都市計画マスタープランを策定し、広域幹線道路や地域間を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、生活道路の整備に努めます。

また、公共交通機能の利用促進や交通事業者に対する支援等により生活交通の維持・確保を図り、市民の視点に立って、利用しやすい公共交通体系の確立を目指します。

10年後のまちの姿

- 幹線道路や生活道路が整備され、円滑な移動と交通の安全が確保されています。
- 都市計画道路の整備が進み、都市機能や土地利用の促進が進んでいます。
- 道路環境の改善、歩道の改良により、歩行者の安全が確保されています。
- 鉄道やバスなどの公共交通機関が充実しています。

現状と課題

道路は、都市の骨格として円滑な都市生活を支え、都市の健全な発展を促進する総合的な社会基盤であり、ライフラインや防災空間等多面的な機能を持っています。

本市における道路網は、沿岸部においては東西に走る国道188号を基幹軸として、幹線道路である主要地方道及び一般県道が放射状に配置され、さらに、都市計画道路や市道が補完しており、内陸部においては、主要地方道や市道が網状に配置されています。

年次的に整備を進めている市道虹ヶ丘森ヶ峠線については、平成17年に光大橋が開通し、国道188号のバイパス的な機能を持った道路として交通渋滞の緩和や地域経済の発展など、大きな役割を果たしていますが、瀬戸風線を含めた全線の早期の整備が求められています。

また、広域交流を促進するための広域幹線道路である国道188号や臨海部と山陽自動車道熊毛インターチェンジを繋ぐ主要地方道徳山光線、田布施方面へ繋がる主要地方道光上関線などの広域連携軸の整備と市域を環状に結ぶ地域連携軸の

整備による地域間のネットワークの構築が課題となっています。

生活道路は、防災や日照など、市民生活の向上に密接な役割を果たしており、今後は、歩行者と車の共存を図りながら、安全で安心して利用できる空間として、人にやさしい道づくりを推進する必要があります。

一方、公共交通機関であるバス・鉄道・航路は、市民の日常生活における移動手段として重要な役割を果たしていますが、利用者数が減少傾向にあり、利用促進が課題となっています。

特に、生活に密着したバス交通については、平成17年度に実施した「光市バス交通システム可能性調査事業」等を踏まえ、民間事業者等の協力を得ながら、持続可能な公共交通体系を構築するとともに、地域の足は地域で支えるという意識の醸成や環境にやさしい公共交通の利用促進を図るためにモビリティ・マネジメントの促進に努めることが必要です。

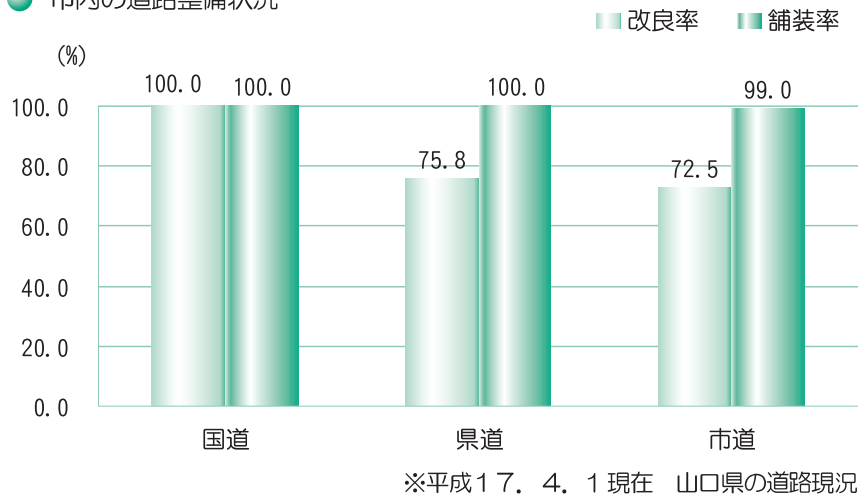
まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①道路改良率	72.5%	74.0%	75.0%
②都市計画道路整備率	69.1%	73.0%	80.0%
③「歩道の拡幅・段差の解消」に関する満足度	20.2%	25.0%	30.0%
④市内のＪＲ駅利用者数（年度、１日当たり）	3,323人	維持	維持
⑤バスの乗客数（H17.10～18.9、１日当たり）	96人	120人	130人
⑥「バス交通網の整備」に関する満足度	14.6%	20.0%	30.0%

※指標③⑥ 市民アンケート調査

指標⑤ バスの乗客数：市営バス、ぐるりんバスの乗客数

● 市内の道路整備状況



施策展開の方向

交通の利便性の向上

- ◇広域幹線道路の整備
- ◇幹線道路等の整備
- ◇生活道路の整備
- ◇公共交通機関の充実

(1) 広域幹線道路の整備

近隣都市との円滑かつ一体的な発展を促進するため、周南都市圏の骨格となる道路交通体系として、地域高規格道路(周南道路)及び光下松間道路の早期実現を関係機関に要請します。

また、主要地方道である徳山光線や光上関線、光日積線など幹線道路の整備促進に努めます。

さらに、国道188号の無電柱化推進事業等を促進することにより都市環境の整備を進めます。

(2) 幹線道路等の整備

国道188号を補完する市道虹ヶ丘森ヶ峠線及び瀬戸風線などの都市計画道路の整備を促進するとともに、一般県道光井島田線などの地域間を結ぶ県道の整備促進に努めます。

また、地域間を結ぶ補助幹線道路の整備促進に努めます。

(3) 生活道路の整備

市民が日常的に利用する生活道路については、道路の拡幅や歩道の改良など、生活者の安全性と利便性に配慮した整備に努めるとともに、道路パトロールの強化等を通じて、点検・補修など、道路施設の適切な維持管理に努めます。

(4) 公共交通機関の充実

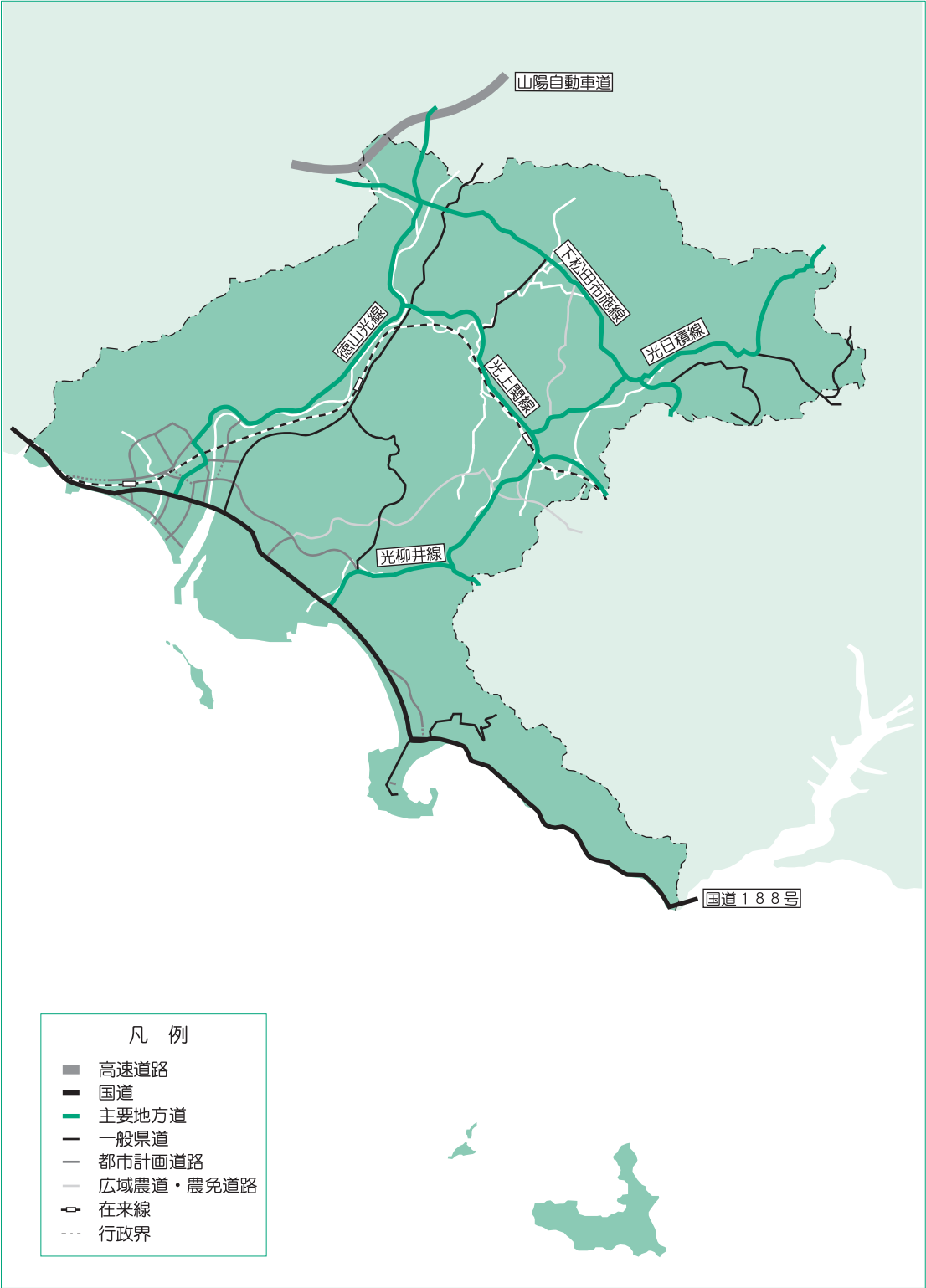
高齢者をはじめとする交通弱者対策として生活交通を維持するため、交通事業者等との連携により、市民生活の利便性を高めるバスや鉄道などの公共交通機関の充実を図るとともに、路線の存続に向けて、利用率の向上に努めます。

また、公共交通網の結節点であるJR駅を中心に、駐車場の整備充実などを進め、交通結節機能の強化に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
都市計画マスタープランの策定	基礎調査→	策 定 →					都市整備課
幹線道路の計画的整備						→	都市整備課 土木課
虹ヶ丘森ヶ峠線、瀬戸風線の整備促進						→	都市整備課 土木課
市道、生活道などの整備						→	土木課
道路パトロールの実施						→	土木課 生活安全課
市営バスの運行						→	商工観光課
地方バス路線維持対策						→	商工観光課
駅前駐車場等の整備充実	検討→						都市整備課 企画情報課

● 道路網図



重点目標1 快適な暮らしを営むために

個別目標2 潤いある居住環境の創出

1 良好な都市景観の形成

基本方針

地域の特性を踏まえながら、海・山・川などの自然、また、里山や田園風景、さらには、市街地や歴史的町並みなどの景観の保全と創造に向けて、市民や事業者と一体となった光市にしかない景観形成への取組みを促進し、本市の個性と魅力を次世代へと伝えていきます。

10年後のまちの姿

- 自然と都市景観が調和した、快適で潤いのある光市らしい景観が形成されています。
- 市民の景観意識が向上し、地域の特色ある町並み景観が形成されています。

現状と課題

景観は、そのまちや地域が持つ固有の自然を礎としながら、街並みや田園の風景など、時の流れを経て、人々の暮らしとともに形づくられてきたもので、生活のゆとりや潤いといった都市環境の質的向上が求められる中で、景観に配慮したまちづくりが再認識されています。

本市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸をはじめ、周防橋立と称される象鼻ヶ岬、さらには、幽玄な石城山などの優れた自然環境に恵まれるとともに、海商通りの歴史的町並みや農山村地域の田園風景など、歴史と暮らしの中で育まれた素晴らしい景観を残しています。

こうしたかけがえのない景観を後世に残すとともに、

さらに快適で美しい景観を形成するため、平成17年6月1日、本市は景観法に基づく景観行政団体となり、景観づくりへの新たな取組みに着手しました。

こうした中、潤いのある景観を創出していくためには、ただ単に目に見える景色だけでなく、人々が心に映し、感じる風景にも配慮した都市景観の形成が求められていることから、今後は、画一的な観点ではなく、様々な観点から検討を加えるとともに、市民の理解を得ながら、ともに手を携えて、ふるさと光市の原風景となる魅力ある景観形成を進めていく必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①「まちなみ・景観の整備」に関する満足度	25.8%	30.0%	40.0%
②良好な景観の形成に心がけている人の割合	—	増加	増加

※指標①② 市民アンケート調査（②は今後実施）

施策展開の方向

良好な都市景観の形成

- ◇都市景観の創出
- ◇景観形成への市民意識の高揚

(1) 都市景観の創出

景観法に基づき、自然環境や都市地域、田園地域、歴史的町並みなど、地域の特性に応じた景観計画を策定し、本市特有の景観の保全と形成の方向性を明らかにしながら、具体的な取組みを進めます。

また、特に景観の保全や誘導が必要な地域については、地域住民の理解と合意形成を図りながら、重点地区の指定などを検討することにより、良好な景観形成に努めます。

(2) 景観形成への市民意識の高揚

良好な景観形成には、行政、市民、事業者の協働関係の構築が必要であることから、計画の策定段階から市民や事業者などの参画を進めることにより、市民や事業者が主体的に良好な景観形成を進めていくための意識の高揚を図ります。

また、景観形成に関する普及啓発活動を行い、市民参加による地域の景観形成に向けたルールづくりを進めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
景観計画の策定	策定→						都市整備課
建築協定の活用						→	都市整備課
市民向け景観マニュアルの作成		→					都市整備課
市民参加による景観形成の推進						→	都市整備課
電線の地中化による歩行環境の整備						→	土木課



重点目標1 快適な暮らしを営むために

個別目標2 潤いある居住環境の創出 2 公園・緑地の整備

基本方針

緑豊かなまちづくりを進めるため、緑の基本計画を策定し、冠山総合公園をはじめとする公園・緑地等の整備充実を図るとともに、花壇コンクールの開催や緑花ボランティアの育成と活用、アダプト・プログラム（里親制度）等を展開することにより、市民や事業者と協働して緑化活動の推進に努めます。

10年後のまちの姿

- 公園や緑地の中で、人々が緑とふれあいながら、交流しています。
- 市民参加による緑化活動が図られ、家々や通りが花と緑であふれています。
- 冠山総合公園を拠点として、交流人口が増えています。

現状と課題

都市における公園や緑地は、レクリエーションなど、市民の交流やふれあいの場として、市民の暮らしに潤いとやすらぎを与える市街地における緑のオープンスペースであるとともに、災害時における避難場所や大気の浄化、良好な都市景観の形成など、重要な役割を担っています。

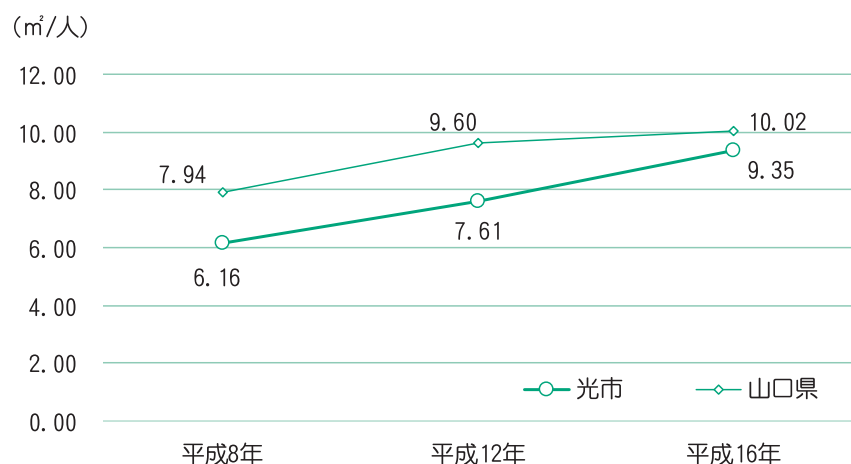
本市では、これまで多様な公園・緑地の整備や樹木・花の配布などを通して花と緑の街づくりに努めてきましたが、平成14年2月、冠山総合公園が一部完成し、市民の憩いの場として、また、レクリエーション団体、子育てサークルなどの集いの場、

さらには、健康運動の場として活用されるとともに、梅まつりの時期には、市内外から多くの人々で賑わっています。

今後は、市民の快適な居住環境を創出していくため、公園・緑地などの都市環境の計画的な整備を行うとともに、緑花ボランティアの活動促進など、市民参加による緑化活動を積極的に展開します。

また、街区公園や児童遊園地は、地域に愛される身近な公園であることから、地域住民による維持管理体制づくりを進める必要があります。

● 一人当たりの都市公園面積の推移



まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①「都市公園の整備」に関する満足度	27.5%	30.0%	40.0%
②冠山総合公園の利用者数（年度）	257,225人	270,000人	300,000人

※指標① 市民アンケート調査

施策展開の方向

公園・緑地の整備

- ◇公園の整備
- ◇緑化の推進

(1) 公園の整備

街区公園、近隣公園等の市民生活に密着した公園や冠山総合公園の整備充実を進めるとともに、光スポーツ公園や大和総合運動公園については、スポーツ・レクリエーションの場としての魅力ある公園づくりを進めます。

また、里山等を活用した環境保全型自然公園の整備に努めます。

(2) 緑化の推進

花壇コンクール、誕生記念植樹等の開催など市民参加による緑化活動の推進に努めるとともに、アダプト・プログラム(里親制度)や緑花ボランティアへの市民や事業所等の参加を促進することにより、身近な公園の環境緑化に努めます。

また、市民参加のもと、公園緑地や街路樹などの適正な維持管理に努めるとともに、公共施設の環境緑化を推進します。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
緑の基本計画の策定		策定					都市整備課
冠山総合公園等の整備充実							都市整備課
街区公園、近隣公園等の整備							都市整備課
環境保全型自然公園の整備	調査・検討						都市整備課
緑花ボランティア活動の推進	育成						水産林業課
街路樹や植樹帯の整備							都市整備課
緑化活動の推進							都市整備課
緑化協定制度の検討		検討					都市整備課

重点目標1 快適な暮らしを営むために

個別目標2 潤いある居住環境の創出 3 住まいづくりの推進

基本方針

本市の特性を活かした良好な住宅・住環境づくりを行い、若者から高齢者まで、誰もが安心して住み続けられる良好な居住環境の形成に努めます。

また、市営住宅の計画的な整備や改修を推進するため、既存計画等を参考に、今後の整備のあり方について調査・検討を進めるとともに、高齢者や障害者等にやさしいバリアフリー化を推進するなど、安心して生活できる快適な住環境の整備に努めます。

10年後のまちの姿

- 安心して住みやすい住環境が形成され、誰もが快適に暮らしています。
- 高齢者や障害者にもやさしい安全で安心できる質の高い住宅が増えています。

現状と課題

本市は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、各種の生活基盤も充実していますが、高齢化の進行や、ライフスタイルの変化等に伴い、居住環境へのニーズが多様化してきていることや、住宅団地造成時に建築された住宅の老朽化も進んでいることなどから、新たな時代に即した住宅政策の立案が急務となっています。

今後は、定住人口の確保や高齢者住宅対策、住まいの安全確保など、住宅・住環境の質の向上に重点を置くとともに、近年多発する大規模地震や住宅耐震強度問題など、住宅の安全対策に取り組むことが求められています。

また、本市には、平成18年4月1日現在、38 団地 1,255 戸の市営住宅がありますが、このうち 865 戸、約 69%が昭和40年代に建設されたもので、

老朽化も著しく、維持管理も年々困難を極めています。

こうした中、国においては平成18年6月に施行された「住生活基本法」に基づく「住生活基本計画」が策定され、現在、県においても住生活基本計画の策定が進められており、今後、建物の耐震診断及び耐震改修を推進するための基本方針を明確にし、自治体における耐震改修促進計画の策定を促進することとされています。

旧光市では、平成13年度に策定した「光市公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、計画的な建替えや大規模改修等により居住環境の整備に努めてきましたが、合併後の管理戸数の増加などにより、関係計画の再構築などが必要となっています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①「快適な居住空間の整備」に関する満足度	—	向上	向上
②民間住宅の耐震化率 (H15.10)	66.0%	82.0%	90.0%

※指標① 市民アンケート調査（今後実施）

施策展開の方向

住まいづくりの推進

- ◇快適な居住空間の整備
- ◇良質な公営住宅の供給

(1) 快適な居住空間の整備

民間と行政との適切な役割分担のもと、土地区画整理事業をはじめ、土地開発公社や民間等による低廉で良質な宅地開発の可能性について検討を進めます。

また、分譲マンションなどを含め、民間による良質な住宅の整備や持家を促進するとともに、若者から高齢者まで安心して快適に住み続けられる賃貸住宅の供給を促進することにより、地域の活性化と人口定住の促進に努めます。

さらに、バリアフリー住宅等へのリフォームの支援を行う相談窓口の充実を図ります。

(2) 良質な公営住宅の供給

建替え等による管理戸数の適正化を含め、良質な公営住宅のストック水準を確保し、適正な維持管理を図るとともに、段差解消や手摺の設置等によるバリアフリー化など、高齢者や障害者等によさしい居住環境の整備に努め、安心して生活できる快適な居住環境の整備を進めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
公営住宅ストック総合活用計画の再編							建築住宅課
老朽化した市営住宅の建替え・改善							建築住宅課



重点目標1 快適な暮らしを営むために

個別目標3 快適な都市基盤の整備 1 上水道の整備

基本方針

安全でおいしい水を供給するため、第4次水道拡張事業計画に基づき、配水池や浄水場など水道施設の整備拡充を図るとともに、大和簡易水道などの統合をはじめ、未給水区域の解消に努めます。

また、水道ガイドライン（業務指標）を「地域水道ビジョン」及び「水道事業中期経営・財政計画」に反映し、事業の透明性の確保と公営企業としての社会的信頼性の向上、さらには、住民の視点に立った安定的な事業経営を図るとともに、検査監視体制の強化など水質の維持管理に努めます。

10年後のまちの姿

- 市民に安全でおいしい水が供給されています。
- 地震や風水害など災害に強い施設整備が進み、市民に信頼されるライフラインが確立されています。

現状と課題

本市の上水道は、昭和21年、旧光海軍工廠専用水道の一時使用の許可を受けて事業を開始し、現在第4次水道拡張事業として、老朽化した浄水場設備の更新事業を基幹に、配水池築造による安定給水の確保など、「災害等に強い安定性の高い水道」、「安心な水道」を目的に取り組んでいます。

こうした中、水質汚染などの環境問題や健康志向の高まりなどから、生命の源でもある「水」の重要性が再認識されていますが、本市の水は、島田川の伏流水を水源としていることから、県内でも良質な水として高い評価を受けるなど、本市の有位性の一つとなっています。

今後は、これまで以上に、安全でおいしい水を

供給するため、安定性の高い水道施設・設備の整備拡充を進め、配水能力の向上と水質の保全を図ることが必要です。

また、水道は、市民生活維持のために最も重要なライフラインの一つであることから、長期的な安定供給の確保に加えて、耐震管の導入を推進するとともに、危機管理体制のさらなる充実が必要です。

さらに、光地域広域水道事業については、これまで厚生労働省や県などと連携のもと、構成団体である周南市及び岩国市との協議を進めてきましたが、構成団体間で水事情が異なることなどから、今後の広域水道事業の見直しが必要になっています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①水道普及率	81.4%	90.6%	90.6%
②直結給水率	98.5%	98.8%	99.0%
③水道管の耐震化率	7.9%	11.5%	15.0%

施策展開の方向

上水道の整備

- ◇水の安定供給と水質の維持
- ◇未給水地域の解消と簡易水道の運営
- ◇光地域広域水道事業への対応

（1）水の安定供給と水質の維持

水の安定供給を図るため、「水道事業中期経営・財政計画」に基づき、配水池や浄水場など、水道施設の整備拡充を図ります。

また、安全でおいしい水を供給するため、検査機器、施設の整備充実を図るとともに、検査監視体制の強化を行います。

（2）未給水地域の解消と簡易水道の運営

未給水地域や高所地対策として、配水管の管網整備や給水系統のブロック化の促進に努めるとともに、上ヶ原簡易水道、大和簡易水道及び岩屋・

伊保木簡易水道の上水道への統合を進めます。

また、牛島簡易水道については、安心・安全な水を供給するため、維持管理や老朽管の更新を行い、安定給水に努めます。

（3）光地域広域水道事業への対応

広域水道事業については、厚生労働省や県及び構成団体間の連携のもと、各構成団体の水道整備計画等との整合を図りながら、水利権の分割を一つの選択肢として、中山川ダムの利水を図る方向で調整を進めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
老朽管の更新と配水管の整備促進							水道局
給水系統のブロック化の促進							水道局
検査監視体制の強化							水道局
大和簡易水道の上水道への統合							水道局
上ヶ原簡易水道の上水道への統合							水道局
岩屋・伊保木簡易水道の上水道への統合							水道局
光地域広域水道事業への対応							水道局 企画情報課

重点目標1 快適な暮らしを営むために

個別目標3 快適な都市基盤の整備 2 高度情報都市の実現

基本方針

すべての市民が情報ネットワークやICTの恩恵を享受できるよう、市民の情報リテラシーの向上を図りながら、地域情報化を促進するとともに、行政情報の高度化を進め、事務の効率化や市民サービスの向上に努めます。

また、ひかりソフトパークについては、地域産業の高度化と雇用の促進を目的に、情報通信関連産業、先端技術製造業、並びに公害や騒音のない業種等を対象とした積極的な企業誘致活動を展開するとともに、創造的で優れた情報技術を有する人材を育成するため、周南コンピュータ・カレッジや山口県ソフトウェアセンターの運営支援に努めます。

10年後のまちの姿

- 地域情報化が進み、市民の情報活用が増えて市民生活の利便性が向上しています。
- 行政の情報化によって、事務の効率化や迅速化が図られ、市民サービスが向上しています。
- ソフトパークへの企業誘致が進み、優れた情報技術を有する人材が活躍しています。

現状と課題

インターネットやパソコンに代表される情報通信技術(ICT)の急速な進展に伴い、国は、平成13年1月に、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」を施行し、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)」を設置して、平成16年12月には、「u-Japan 政策」、平成18年1月には、「IT新改革戦略」を決定するなど、国民の誰もがICTの利便性を実感できる社会の実現を目指しています。

本市では、平成14年度、地域イントラネット基盤施設整備事業により、図書館、公民館、市役所等を超高速大容量で接続する地域公共ネットワークを整備するとともに、合併後も引き続き、情報インフラ整備やICT人材育成等を計画的に実施してきました。

今後は、「光市地域情報化計画」に基づき、国・県の施策の動向を踏まえながら、市民の情報リテラシーの向上を図るとともに、情報格差の解消やI

CTの利活用による利便性の向上を図ることが必要です。

また、行政事務においては、現行の電算システムの運用コスト削減や、LGWANを利用した国、県等との文書交換や電子化された文書等への対応などにより、行政コストの削減を進めながら、事務の効率化や迅速化、市民サービスを向上していくことが必要です。

一方、地域産業の高度化と雇用の促進を目的に、平成6年に山口県と本市の共同事業として整備した「ひかりソフトパーク」については、長期的な景気の低迷による民間設備投資の減少等の影響から、今後の事業推進が課題となっており、中核施設の職業訓練法人周南コンピュータ・カレッジと(株)山口県ソフトウェアセンターについても厳しい経営状況が続いていることから、時代のニーズを踏まえつつ、中核施設の運営基盤を強化することが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①「地域情報化の推進」に関する満足度	8.1%	15.0%	30.0%
②インターネットの利用世帯の割合	46.0%	80.0%	80.0%
③ソフトパークの分譲率	27.0%	36.0%	100.0%

※指標① 市民アンケート調査 指標② 地域情報化に関するアンケート調査（H17.8）

施策展開の方向

高度情報都市の実現

- ◇地域情報化の推進
- ◇情報化による市民サービスの向上
- ◇ひかりソフトパーク事業の推進

(1) 地域情報化の推進

地域情報化計画に基づき、情報化社会に対応した啓発活動や市民へのインターネットの普及など、市民の情報リテラシーの向上を支援し、ICTの利活用による市民生活の利便性向上を推進します。

また、地域社会に開かれた高度情報化を促進するため、通信事業者等による基盤整備を促進するとともに、ダークファイバ網の活用等による地域のブロードバンド化を促進します。

(2) 情報化による市民サービスの向上

行政情報システムの見直しや総合窓口システム等の導入により、事務処理の効率化と行政コスト

の削減を進めるとともに、ホームページのリニューアルや防災・災害情報等をリアルタイムで提供する携帯メールサービスの実施などによる市民サービスの向上に努めます。

(3) ひかりソフトパーク事業の推進

地域産業の高度化や雇用の拡大を図るため、情報通信関連産業及び先端技術製造業、さらには、騒音や公害のない業種を対象として、積極的な企業誘致活動を展開します。

また、創造的で優れた情報技術者の育成を行う周南コンピュータ・カレッジや山口県ソフトウェアセンターの運営を支援することにより、地域産業の高度化を促進します。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
地域情報化計画の推進						策定	企画情報課
ICT相談センターの設置	検討	設置					企画情報課
公共施設への情報端末の設置							企画情報課
ホームページの再構築	検討						企画情報課
行政情報システムの見直し	検討						企画情報課
行政情報のセキュリティの強化	検討						企画情報課
ICT講習会の実施							企画情報課 生涯学習課
ソフトパークへの企業誘致活動の推進							商工観光課
情報技術者の育成支援							商工観光課

重点目標1 快適な暮らしを営むために

個別目標4 離島牛島の振興

基本方針

簡易水道などのライフラインを維持するとともに、離島航路や医療の確保、衛生環境づくり、高齢者の健康づくりや生きがい対策など、生活環境の向上と安全と安心の確保に努めます。

また、牛島の主要産業である漁業の振興を図るとともに、貴重な自然環境や伝統文化などの資源を活かした交流事業の促進に努めます。

10年後のまちの姿

- 生活環境が向上し、島民の安全と安心が確保されています。
- 牛島の資源を活用した交流活動により、交流人口が増加しています。

現状と課題

離島振興法の指定を受けている牛島は、室積港から南東へ 8.4kmの瀬戸内海上に位置し、平地は乏しく、牛島漁港周辺に集落が形成されています。

平成18年3月末における牛島の人口は 97 人（住民基本台帳人口）で、高齢化率 70.1%となっており、県内の他の離島と比較しても、人口減少と高齢化の進行は著しい状況となっています。

こうした中、島の主要産業である漁業は、水産資源の減少や就労者の高齢化、後継者難など、厳しい状況にあり、今後とも漁業経営基盤の整備や後継者の育成支援など、漁業経営の安定化を図ることが必要です。

生活基盤については、平成11年4月の簡易水道の完成により、年間を通した安定給水が行われており、引き続き、水の安定供給をはじめ、し尿やごみ処理等も含めた生活環境の整備に努めることが必要です。

また、平成6年2月、牛島憩いの家デイサービスセンターを整備し、平成16年4月には牛島診療所を新築し、週4日の診療体制を確立するなど、保健・福祉・医療の充実に努めるとともに、牛島と室積を結ぶ離島航路についても、平成16年4月、新船「うしま丸」が就航しましたが、引き続き、離島における安全と安心の確保を進め、島民の生活基盤の安定を図る必要があります。

一方、牛島では、国や県の天然記念物であるカラスバトやモクゲンジ等希少な動植物が生息するなど、貴重な自然環境が形成されているとともに、昔ながらの瀬戸内の島の風景を残しており、平成16年には藤田・西崎の波止が近代土木遺産として選奨されています。

今後は、こうした貴重な資源の保護と育成を図るとともに、平成17年3月に廃校となった牛島小・中学校の利活用策の検討を含めて、島の魅力である豊かな自然環境を活かした島外客との交流など、島の振興を図っていくことが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①「うしま丸」の利用客数（定期航路、1日当たり）	37人	35人	34人
②「うしま丸」の利用客数（不定期航路、年間）	442人	500人	550人
③牛島デイサービスセンターの利用回数 （月1人当たり）	5.5回	7回	8回
④牛島自然観察会の参加者数（年度）	180人	300人	500人

※指標①② 平成17年10月～18年9月

施策展開の方向

離島牛島の振興

- ◇生活環境の整備
- ◇産業の振興
- ◇交流事業の推進

(1) 生活環境の整備

牛島簡易水道の適正な維持・管理を進め、安全な飲料水の確保に努めるとともに、し尿やごみの運搬体制の確保に努めます。

また、各種の健康診断や健康相談の充実をはじめ、介護保険サービスの安定的な提供に努めるとともに、医師の継続的確保など医療体制の充実と救急搬送体制の確立に努めます。

(2) 産業の振興

主要産業である漁業経営の安定化を図るため、漁業施設の整備充実を図るとともに、後継者の育成支援や、島の産業の活性化を図ります。

(3) 交流事業の推進

モクゲンジ等天然資源の保護や牛島の資源を活用した交流活動を推進するとともに、島の活性化を図るため、平成17年3月に廃校となった牛島小・中学校の利活用策等について検討を進めます。

また、島民の足の確保を図るため、引き続き、国庫補助航路の指定確保に努めるとともに、「うしま丸」を活用した島内めぐりツアーの実施など、牛島の活性化と牛島海運の安定経営を促進します。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
簡易水道の維持							水道局
し尿・ごみの搬送体制の確保							環境事業課
離島航路の維持							商工観光課
医療の確保							健康増進課
救急搬送体制の確立							健康増進課
高齢者の健康づくり・生きがい対策の推進							社会福祉課
漁業施設の整備							水産林業課
自然環境を活かした交流事業の促進							生涯学習課 文化振興課
既存施設の利活用の検討							教育総務課 関係各課